

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年10月18日

千歳市長 山口 幸太郎



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
千歳市平和の一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画用途地域の変更 (千歳市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域 (小計)	約 772ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	23.9%
	約 772ha						23.9%
第二種低層住居専用地域 (小計)	約 26ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	0.8%
	約 26ha						0.8%
第一種中高層住居専用地域 (小計)	約 152ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.7%
	約 152ha						4.7%
第二種中高層住居専用地域 (小計)	約 224ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.9%
	約 224a						6.9%
第一種住居地域 (小計)	約 267ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	8.3%
	約 267ha						8.3%
第二種住居地域 (小計)	約 30ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.9%
	約 30ha						0.9%
準住居地域 (小計)	約 37ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.2%
	約 37ha						1.2%
近隣商業地域 (小計)	約 16ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.5%
	約 56ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.7%
	約 0.6ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.1%
	約 72.6ha						2.3%
商業地域 (小計)	約 26ha	40/10 以下	—	—	—	—	0.8%
	約 26ha						0.8%
準工業地域 (小計)	約 602ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	18.7%
	約 602ha						18.7%
工業地域 (小計)	約 216ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.7%
	約 216ha						6.7%
工業専用地域 (小計)	約 388ha	20/10 以下	4/10 以下	—	—	—	12.0%
	約 413ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	12.8%
	約 801ha						24.8%
合計	約 3,225.6ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 市街化区域に編入する土地について、新たに用途地域を定めるものである。

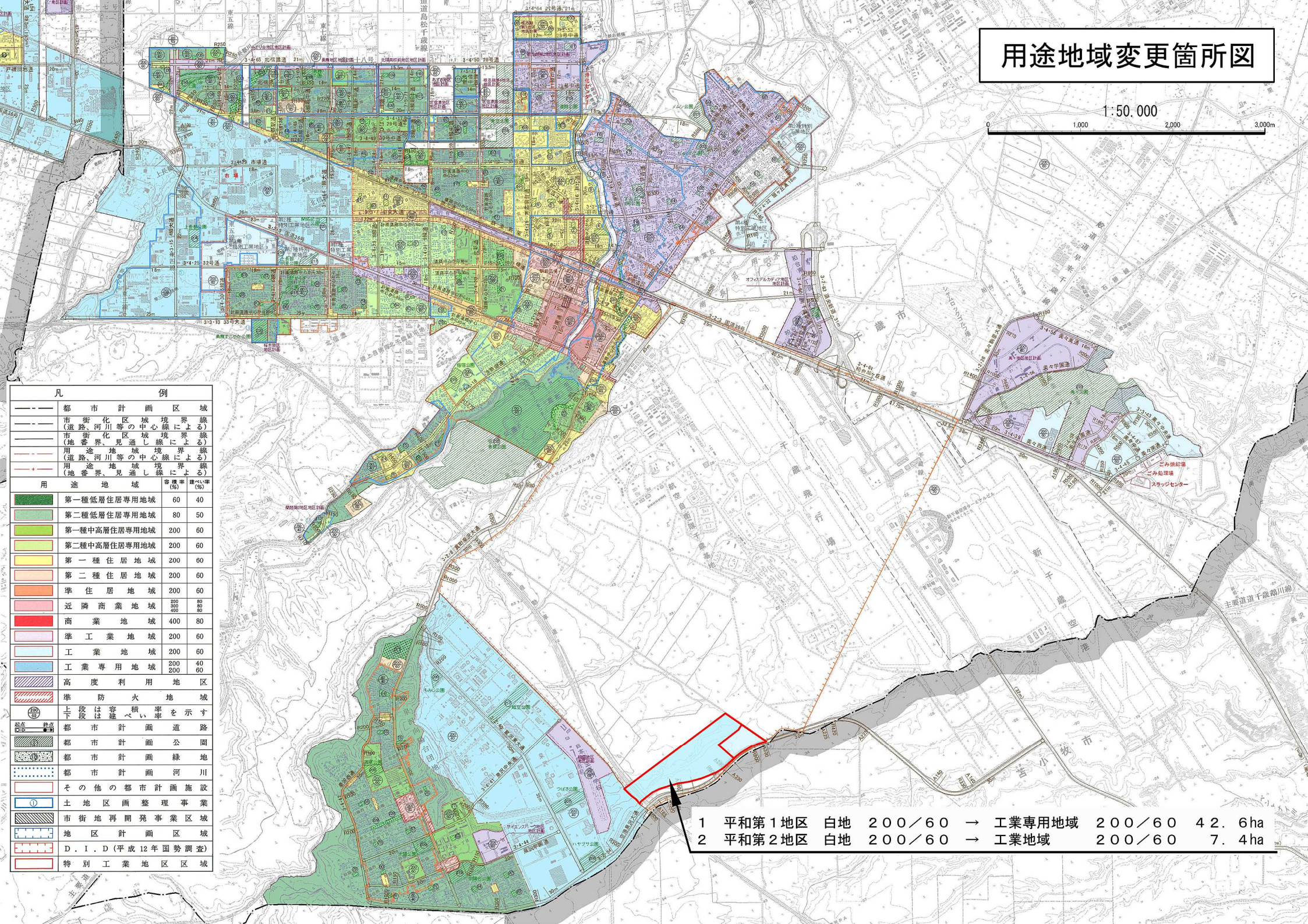
千歳恵庭圏都市計画用途地域新旧対照表

(千歳市)

種 類	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	面 積				
						新 (ha)	比率 (%)	旧 (ha)	比率 (%)	増減 (ha)
第一種低層住居専用地域 (小計)	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	約 772	23.9	約 772	24.3	
						約 772	23.9	約 772	24.3	
第二種低層住居専用地域 (小計)	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	約 26	0.8	約 26	0.8	
						約 26	0.8	約 26	0.8	
第一種中高層住居専用地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 152	4.7	約 152	4.8	
						約 152	4.7	約 152	4.8	
第二種中高層住居専用地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 224	6.9	約 224	7.0	
						約 224	6.9	約 224	7.0	
第一種住居地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 267	8.3	約 267	8.4	
						約 267	8.3	約 267	8.4	
第二種住居地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 30	0.9	約 30	0.9	
						約 30	0.9	約 30	0.9	
準住居地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 37	1.2	約 37	1.2	
						約 37	1.2	約 37	1.2	
近隣商業地域 (小計)	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 16	0.5	約 16	0.5	
	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 56	1.7	約 56	1.7	
	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 0.6	0.1	約 0.6	0.1	
						約 72.6	2.3	約 72.6	2.3	
商業地域 (小計)	40/10 以下	—	—	—	—	約 26	0.8	約 26	0.8	
						約 26	0.8	約 26	0.8	
準工業地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 602	18.7	約 602	19.0	
						約 602	18.7	約 602	19.0	
工業地域 (小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 216	6.7	約 209	6.6	増7
						約 216	6.7	約 209	6.6	増7
工業専用地域 (小計)	20/10 以下	4/10 以下	—	—	—	約 388	12.0	約 388	12.2	
	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 413	12.8	約 370	11.7	増43
						約 801	24.8	約 758	23.9	増43
合計						約 3,225.6	100	約 3,175.6	100	

用途地域変更箇所図

1:50,000
0 1,000 2,000 3,000m



凡 例	
—	都市計画区域
—	市街化区域境界線 (道路、河川等の中心線による)
—	市街化区域見通し線 (地番界見通し線による)
—	用途地域境界線 (道路、河川等の中心線による)
—	用途地域境界見通し線 (地番界、見通し線による)
用途地域	容積率 (%)
	第一種低層住居専用地域 60 40
	第二種低層住居専用地域 80 50
	第一種中高層住居専用地域 200 60
	第二種中高層住居専用地域 200 60
	第一種住居地域 200 60
	第二種住居地域 200 60
	準住居地域 200 60
	近隣商業地域 300 80 350 80 400 80
	商業地域 400 80
	準工業地域 200 60
	工業地域 200 60
	工業専用地域 200 40 200 60
	高度利用地区
	準防火地域
	上段は容積率を示す 下段は建ぺい率を示す
	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画緑地
	都市計画河川
	その他の都市計画施設
	土地地区画整理事業
	市街地再開発事業区域
	地区計画区域
	D. I. D (平成12年国勢調査)
	特別工業地区区域

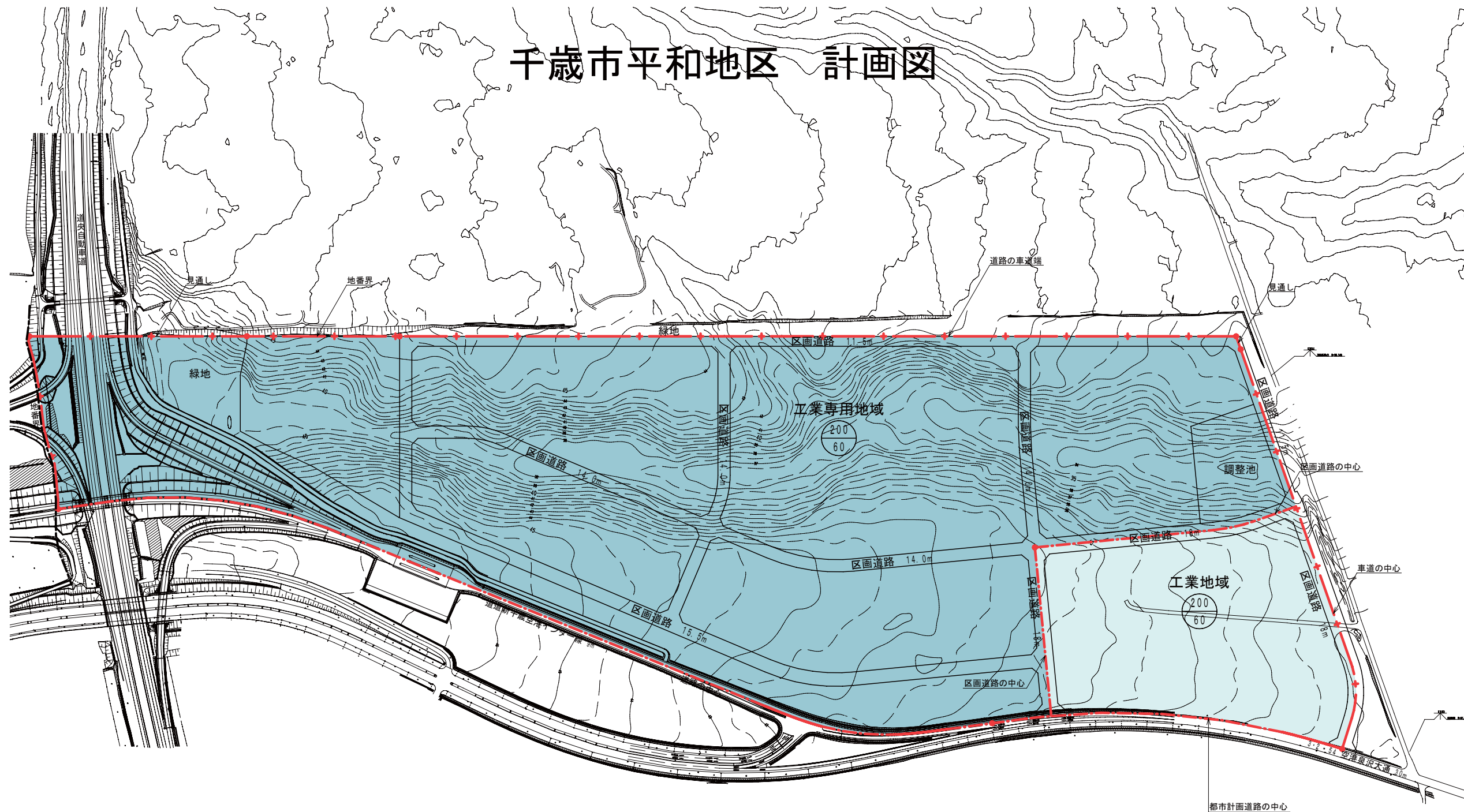
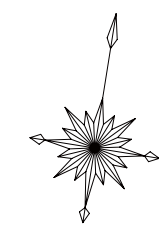
- 1 平和第1地区 白地 200/60 → 工業専用地域 200/60 42.6ha
- 2 平和第2地区 白地 200/60 → 工業地域 200/60 7.4ha

決定(変更)箇所別概要表

(千歳市)

対図 番号	決定(変更) 箇所名	決 定 (変 更) 内 容						決定 (変更) 面積 (ha)	現況及び決定(変更)理由	関連する措置
		現 在			決 定 (変 更)					
		種 類	建ぺい率 容 積 率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度	種 類	建ぺい率 容 積 率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度			
1	平和第1地区	白地	6/10 20/10	—	工業専用 地域	6/10 20/10	—	42.6ha	<p>平和地区は、千歳市第2期都市計画マスタープランにおいて、新千歳空港の機能強化や新千歳空港インターチェンジの整備による広域交通の利便性を踏まえ、既存の工業団地と差別化を図った複合的な物流関連産業の集積を目指す地区として位置付けている。</p> <p>平和第1地区の変更内容については、新千歳空港の更なる利便性向上に向けた機能強化策を展開するとともに、道産品の国内外への流通を促進し、物流の効率化を図る地区を形成することから工業専用地域とする。</p>	地区計画
2	平和第2地区	白地	6/10 20/10	—	工業地域	6/10 20/10	—	7.4ha	<p>平和第2地区の変更内容については、本開発区域に立地する企業などの利便性の向上を図るため、物品販売店舗及び飲食店が立地可能な工業地域を指定する。</p>	地区計画

千歳市平和地区 計画図



S=1/2,500

